

## 早急にご対応ください

### 取引主体識別子（LEI）を取得する時です

欧州の新規制の下で、幅広い市場参加者が近い将来に LEI の取得を義務付けられることとなります。また、EU 以外の取引主体に適用されるケースも少なくありません。米国やアジアを含む他地域の規制当局も、市場参加者に対して LEI の取得を義務付けています。大企業から小企業まで、すべての企業が規制順守のために行動が必要な時です。

#### LEI とは

- LEI とは、金融取引に参加する取引主体を識別するために国際標準化機構 (ISO<sup>1</sup>) が定めた、独自の 20 桁の英数字です。一度取得した LEI は、当該取引主体に恒久的に紐付けされます。自然人の LEI に関しては、特別ルールが適用されます。詳細情報はこちらのサイト ([www.gleif.org](http://www.gleif.org)) をご参照ください。

#### 今、LEI の取得が必要とされる理由

欧州の新規制では、取引を実行又は清算するため、さまざまな状況において EU 内外の市場参加者が LEI の取得が義務付けられることとなります。

- 2017 年 11 月 1 日以降、欧州市場インフラ規制 (EMIR) の下で、EU の取引情報蓄積機関は、LEI を含まない取引報告書の受け入れを拒絶するよう義務付けられることとなります<sup>2</sup>。
- 2018 年 1 月 3 日以降、金融商品市場指令の改正及び金融商品市場規制 (MiFID II/MIFIR) <sup>3</sup> の下で、投資会社は、報告義務を伴う取引につながるサービスを提供する前に、顧客から LEI を取得するよう義務付けられることとなります。LEI を取得していない市場参加者は、規制対象の投資会社と取引ができなくなります。

#### LEI の取得方法

- LEI の発行機関 (<http://isda.link/gleifissuelei>) または取引相手先企業の営業担当者にご連絡ください。
- 申請後 24~48 時間以内に、LEI が発行されます。登録費用として 220 米ドル程度、更新費用として 120 米ドルの負担が求められます。

#### 新規制の影響を受けるかどうか

EU の新規制では、サブ・ファンド、仲介業者、富裕層を含む投資会社の顧客は、以下に該当する場合であっても LEI の取得が義務付けられることとなります。

- EU の取引主体ではない場合
- 欧州経済領域 (EEA) において営業していない場合、または EEA に所在していない場合
- EU の規制の直接の対象ではない場合
- 報告義務のない当事者である場合
- 以前に取得義務を課されていない場合

#### 各取引主体に LEI の取得が求められます

- ファンドとサブ・ファンドの間で LEI を共有することはできません。
- サブ・ファンドはそれぞれ自らの LEI を取得する必要があります。
- 子会社は親会社の LEI に依存することはできません。

#### 事例

##### MIFID II/MIFIR の下で取引当事者に LEI の取得が義務付けられる事例

- ✓ EU 以外の取引主体が EU の取引主体と取引する場合
- ✓ EU 以外の取引主体が、EU 以外の取引主体の EEA 支店を相手に、EU の債券を裏付けとするデリバティブを取引する場合
- ✓ 原顧客 (ファンド/サブ・ファンド) の代理で裁量権に基づき行為する資産運用会社、委託を受けた取引主体、取引助言会社 (意思決定者) が、EU の取引主体に対して株式の発注を行う場合。MIFID II では意思決定者に LEI が必要であり、EMIR では原顧客 (ファンド/サブ・ファンド) に LEI が必要
- ✓ EU の取引主体すべて

#### 影響が及ぶのは欧州に限定されるのか

- 限定されません。米商品先物取引委員会 (CFTC<sup>4</sup>)、米証券取引委員会 (SEC<sup>5</sup>)、インド中銀 (RBI<sup>6</sup>)、一部のカナダの州規制当局<sup>7</sup>を始めとする世界中の規制当局が、すでに LEI の取得を義務付けているか、今後義務付ける方針です。
- また、MIFID II/MIFIR と EMIR は、さまざまな状況において EU 以外の市場参加者に影響する見通しです。
- 市場インフラ委員会・証券監督者国際機構 (CPMI-IOSCO<sup>8</sup>) を含む世界的に標準化を推進する主体も、LEI の利用を求めています。
- LEI の利用を義務付ける規制及び利用を推奨するグローバルな取り組みの一覧は、世界 LEI 協会 (GLEIF) のウェブサイト上で確認可能です (<http://isda.link/gleifregs>)。

#### LEI を維持する必要はあるのか

- 必要あります。各取引主体は、データの正確性を確保するため、年に一度 LEI の再認証を受けるよう求められています。

#### その他のご質問

ISDA  
[ISDADataReporting@isda.org](mailto:ISDADataReporting@isda.org)  
[www.isda.org](http://www.isda.org)

GLEIF  
[Info@gleif.org](mailto:Info@gleif.org) [www.gleif.org](http://www.gleif.org)

GFMA  
[LEIinfo@gfma.org](mailto:LEIinfo@gfma.org)  
[www.gfma.org](http://www.gfma.org)